

大通達甲（人少）第2号
大通達甲（広報）第2号
大通達甲（地域）第1号
大通達甲（刑企）第1号
大通達甲（捜一）第1号
令和5年1月31日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長
各警察署長 殿

生活安全部長
警務部長
刑事部長

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく高齢者虐待事案への適切な対応について（通達）

高齢者虐待への対応等については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づき「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に係る高齢者虐待事案への適切な対応について（平成31年3月14日付け大通達甲（人少）第16号、（広報）第5号、（地域）第2号、（刑企）第5号、（捜一）第5号）により運用しているところであるが、この度、高齢者虐待事案通報票等に係る公印の押印を省略できることとされたことに伴い、令和5年2月1日から下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようになりたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

第1 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法第7条及び第21条関係）

法第7条第1項においては、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこととされており、また、同条第2項においては、同条第1項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならないこととされている。さらに、法第21条第2項においては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこととされており、また、同条第3項においては、同条第1項及び第2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならないこととされている。

したがって、各所属において、警察安全相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合は、速やかに市町村に通報すること。

なお、法第17条第1項の規定により、市町村から高齢者虐待の対応に係る事務の委託を受けた地域包括支援センターにおいて通報受理業務を行うことがあるため、警察が認知した事案について市町村と地域包括支援センターのいずれに通報するかは、市町村及び地域包括支援センターと事前に協議して定めておくこと。

(1) 通報対象となる事案

通報の対象となる事案は、原則として警察が認知した全ての高齢者虐待事案とする。
なお、次のような場合にも通報の対象となるので留意すること。

ア 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について行うものであることから、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢者や関係者の申出内容等から判断して、高齢者虐待が行われた可能性があるとして判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

イ 加害者が養護者に該当するか判断できない場合

加害者を特定しても、当該加害者が被害高齢者の養護者に当たるかどうかの判断が警察では困難な場合があり得る。このような事案については、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村に通報すること。また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、通報の対象とすること。

ウ 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合

認知症が疑われる高齢者から虐待を受けている旨の申出があった場合についても、警察では被害高齢者が認知症であるか否かの判断は困難であること及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられる場合であっても市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあることから、通報の対象とすること。

エ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が被害高齢者の配偶者から行われた場合は、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当する。このような事案については、高齢者虐待事案として市町村に通報するとともに、別に定める配偶者からの暴力相談等対応票の作成等、配偶者からの暴力事案としての対応も行うこと。

なお、被害高齢者の保護が必要な場合に、市町村と配偶者暴力相談支援センターのいずれに引き継ぐかは、被害高齢者の年齢、要望等を踏まえ、事案に応じて判断すること。

(2) 通報要領

警察本部の所属で認知した高齢者虐待事案については生活安全部人身安全・少年課に、警察署で認知した高齢者虐待事案については生活安全課（生活安全刑事課を含む。以下同じ。）にそれぞれ集約し、市町村に通報すること。

また、通報先の部署名、電話番号等について、あらかじめ市町村に確認しておくとともに、休日・夜間においても確実に連絡が取れるよう、市町村に申し入れておくこと。なお、通報は、原則として、高齢者虐待事案通報票（第1号様式）により行い、急を要する場合には電話により行うこと。この場合において、通報時点では詳細が判明していない事項については「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することを理由に通報が遅れることのないようにすること。

なお、高齢者虐待事案通報票の記載要領については、別添を参照すること。

(3) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村における措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。

なお、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときは、警察から市町村に対して措置状況を確認すること。

2 通報以外の措置

高齢者虐待事案については、市町村への通報と並行して、事件化の可否及び要否並びに事案の緊急性、重大性を迅速に判断した上で、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに必要な捜査を行い、捜査を契機として高齢者を救出保護すること。また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者に対し指導及び警告をするなど、警察として必要な措置を講ずること。

第2 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

1 制度の趣旨

法第12条第1項においては、市町村長は、高齢者の住所又は居所への立入調査に際し、必要があると認めるときは、警察署長の援助を求めることができることとされている。ここでいう警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の法律により与えられている任務及び権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案に係る援助依頼書（第2号様式）の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。

なお、事前協議の窓口は、生活安全課とするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他部門にも協力を求めること。

3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるとき（法第12条第3項）であることから、援助の依頼があった場合は、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合は、その理由、経緯等を記録しておくこと。

第3 その他

1 関係部門間の連携

高齢者虐待事案への対応に当たっては、生活安全部門、刑事部門、地域部門、警務（被害者支援）部門等関係部門間で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

市町村を始め、都道府県関係部局、民生委員等関係機関・団体等との連携を強化し、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案に関わる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することとしているので、市町村又は地域包括支援センターから警察に対して当該ネットワークへの参加依頼がなされた場合

には、積極的に応じること。

3 指導及び教養の徹底

警察における高齢者虐待事案に対する適切な対応を推進するため、法の内容等について、例会、巡回教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導及び教養を行うこと。

(人身安全・少年課人身安全対策第二係)

(広報課警察安全相談係)

(地域課地域企画係)

(刑事企画課企画係)

(捜査第一課強行犯係)

第1号様式

第 号 高齡者虐待事案通報票 年 月 日 市（町、村）長 殿 警察署長		
次のとおり高齡者虐待を受けたと思われる高齡者を発見したので、通報します。		
発見年月日	年 月 日	
発見の経緯		
高 齡 者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	
	電 話	() -
	職 業 等	
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 高齡者と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電 話	() -
	職 業 等	
虐 待 の 状 況	高齡者との 関 係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()
	行 為 類 型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
虐待の内容		
参 考 事 項		
担 当 者 連 絡 先	警察署 課 氏名 電話 () - 内線	

別添

高齢者虐待事案通報票の記載に当たっての留意事項

1 「発見年月日」欄

高齢者虐待事案を認知した日を記載すること。高齢者虐待とは無関係な相談として対応している過程で、高齢者虐待事案であることが判明した場合については、初回の相談受理日ではなく、高齢者虐待事案ではないかとの認識が警察において生じた日を発見年月日とすること。

2 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要がある場合には、「施設関係者からの通報」等と記載するなどにより、通報者氏名は記載しないこととして差し支えない。

3 「高齢者」欄

被害高齢者から聴取できない場合は、親族等から聴取するなどにより記載すること。

4 「養護者等」欄

加害者が養護者に当たるかどうか判明しない場合や加害者が養護者に当たらない親族である場合についても、「養護者等」欄に記載すること。

配偶者には、事実上の婚姻関係にある場合を含むが、同棲相手や交際相手は、配偶者には含まないので、これらが加害者である場合には、「その他（ ）」にチェックし、（ ）内に「同棲相手」、「交際相手」等と記載すること。

養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第2条第5項第1号及び同項第2号）の場合は、「その他（ ）」にチェックし、（ ）内には「介護職員」、「看護師」、「ホームヘルパー」等簡潔に記載し、加害者の所属する施設や派遣元事業者等の名称等については「虐待の内容」欄の記載内容の中に盛り込むこと。

5 「行為類型」欄

複数選択が可能であり、該当するもの全てにチェックすること。

なお、「身体的虐待」とは法第2条第4項第1号イに該当する行為を、「養護の著しい怠り」とは同号ロに該当する行為を、「心理的虐待」とは同号ハに該当する行為を、「性的虐待」とは同号ニに該当する行為を、「経済的虐待」とは同項第2号に該当する行為をいう。

6 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を添付することとしても差し支えない。

7 「参考事項」欄

被害高齢者の言動、警察において講じた措置等市町村において高齢者虐待事案として対処する際に参考となると思われるような事項があれば記載すること。

8 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、市町村への通報の窓口となる生活安全部門の担当者について記載すること。

9 公印の押印について

差出人に係る公印の押印は省略することができる。

第2号様式

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">高齢者虐待事案に係る援助依頼書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">市（町、村）長</p> <p style="text-align: center;">高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。</p>						
依頼事項	日 時	年 月 日	時 分	～	時 分	
	場 所					
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女				
	生年月日	年 月 日生（ 歳）				
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	電 話	（ ） —				
	職 業 等					
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女				
	生年月日	年 月 日生（ 歳）				
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	電 話	（ ） —				
	職 業 等					
虐 待 の 状 況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待				
	虐待の内容					
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由						
警察の援助を必要とする理由						
担 当 者 ・ 連 絡 先	所属・役職			氏名		
	電話（ ）	—		内線		
	携帯電話	—				